

群馬県小口資金借換事務取扱要領

(趣旨)

第1条 群馬県小口資金融資促進制度要綱（以下「要綱」という。）附則第3項に定める借換の実施にあたっては、要綱に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(借換条件等)

第2条 この要領に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 融資対象者

次のすべての要件に該当する者

ア 経済的環境の変化により、業況が悪化（投機的な不動産、株式等の取引等によるものを除く。）し、一時的に経営の安定に支障を生じている者または経営改善に計画的に取り組む者で、別表各号のいずれかに該当する者

イ 取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者

(2) 資金使途

既往債務の借換のための運転資金

(3) 融資期間

6年以内（内据置6か月以内。ただし、融資実行日から起算して6か月後の応当日までに1回目の償還日が到来することを要す。）

(4) 担保・保証人

原則として、既往債務の融資条件に比べて中小企業者に不利にならない条件とする。

(5) 融資限度額

既往債務残高の範囲内（元金償還に要する額に限る。）

(6) その他の融資条件

その他の融資条件については、要綱の規定による。

(委任)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

別表

-
- | | |
|---|---|
| 1 | 事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組む者（経営改善要件） |
| 2 | 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号又は第6号に該当する旨の認定を受け、同法第12条に定める経営安定関連保証を利用できる者 |
-

附 則

- 1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）の施行に伴う時限措置として、平成 21 年 12 月 24 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条第 1 号ア中「経営の安定に支障を生じている者で、別表各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「経営の安定に支障を生じている者」とする。
- 3 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条第 1 号ア中「経営の安定に支障を生じている者で、別表各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「経営の安定に支障を生じている者」とする。

附 則

この要領は、平成 15 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 26 日から施行し、この要領による改正後の群馬県小口資金借換事務取扱要領の規定は、平成 25 年 9 月 20 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。